

宮崎県フードドライブ資材貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県の食品ロス削減の取組として、県内で実施されるフードドライブ活動を支援及び推進することを目的とし、県が保有するフードドライブ実施時に必要な資材(以下「資材」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 資材の貸出しの対象者は、県内でフードドライブを実施しようとする市町村、事業者及び団体等(以下「貸出対象者」という。)とする。ただし、宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第4号に規定する暴力団関係者が代表者及び役員を務める法人又は団体等は、貸出しの対象にしない。

(貸出資材)

第3条 この要領により貸出す資材は、次のとおりとする。

(1)のぼり旗(ポール、スタンド込み)

(2)看板

(3)コンテナ

(4)計量器

(個数制限)

第4条 貸出しができる資材の個数は、貸出対象者1者につき、のぼり旗1枚まで、看板1枚まで、コンテナ2つまで、計量器2つまでとする。

(貸出期間)

第5条 資材の貸出期間は、1か月以内で県が認めた期間とする。ただし、県が特別な事情があると認めるときは、この期間を最大1か月延長することができる。

(貸出料)

第6条 資材の貸出料は、無料とする。

(貸出申請手続)

第7条 資材の貸出しを希望する者(以下「貸出申請者」という。)は、貸出しを希望する日の7日前までにフードドライブ資材貸出申請書(様式第1号)を県に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第8条 県は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認をフードドライブ資材貸出決定通知書(様式第2号)により貸出申請者へ通知するものとする。

(貸出方法)

第9条 貸出しの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、県が指定する方法にて、資材の貸出しを受けるものとする。

(返却方法)

第10条 借受者は、フードドライブ実施後に県が指定する場所において、県による資材の状態の確認を受けた上で、貸出期間終了日までに資材を返却するとともに、貸出期間終了日から7日以内にフードドライブ実施報告書(様式第3号)を県へ提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資材をフードドライブ以外の目的に使用しないこと
- (2) 資材を破損又は紛失しないように注意すること
- (3) 資材の形状を変え、又は改造しないこと
- (4) 資材を第三者に譲渡・転貸しないこと
- (5) 回収した食品はフードバンク団体等へ提供すること

(貸出しの取消)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、資材を返却させることができる。

- (1) 借受者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 借受者は、資材が破損又は紛失したときは、直ちに県に報告するとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由によるときは、この限りではない。

(宮崎県の免責)

第14条 県は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、資材の貸出しに関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。